

住宅借入金等 特別税額控除

(住宅ローン控除)について



所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除される制度です。平成21年度の税制改正により、平成21年から平成25年までの間に入居した方も控除対象となりました。

対象者

平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成25年までの間に入居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方

手続き

平成21年分(住民税・平成22年度)から、町への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は原則不要となります。(年末調整・確定申告の内容により適用されます。)

年末調整で住宅ローン控除を受けた方は、勤務先から役場に提出される給与支払報告書の摘要欄に「A」住宅借入金等特別控除可能額」と「B」居住開始年月日」が記載されている必要があります。(左図)源泉徴収票にて確認いただき、摘要欄に記載がない場合は勤務先の経理担当者等に確認ください。

平成21年分給与支払報告書(源泉徴収票(見本))

確定申告をされる方は、確定申告書の二表「特例適用条文等」欄に入居年月日の記載をしてください。平成11年から平成18年までの間に入居した方で、次の場合に該当する方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、平成21年

度以前の控除額算出方法が用されます。

- ・山林所得を有する場合
- ・確定申告により退職所得の税金を納税する場合
- ・変動所得・臨時所得を有し平均課税の適用を受ける場合

申告をされる方は、毎年3月15日までに申告書を提出してください。

期限までに申告書が提出されなかった場合は、左記の住民税からの控除額が適用されません。

住民税からの控除額

次の または のいずれか小さい額

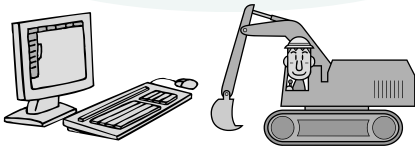
- 前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- 前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

平成19年、20年に入居した方

所得税で控除期間を15年に延長する特例が設けられており、住民税から控除することはできません。

2 税務課町民係内 215

償却資産の申告はお済みですか



法人、個人事業主(アパート経営・農業経営も対象)のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品・所得税の減価償却資産として計上している資産(家屋・自家用車等を除く)等の償却資産は、申告が必要です。

今年の申告期限は2月1日までとなりましたがお済みでしょうか。

まだ申告をしていない方は、至急申告をしてください。

申告書の記入方法がわからない方や、ご不明な点がありましたら、税務課固定資産税係 2154までお問い合わせください。

確定申告のときに、国民年金保険料の支払いを証明する書類が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際は、忘れずに申告しましょう。

国民年金保険料の支払いについて社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。

確定申告の際には、厚生労働省から送付される『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)や保険料を納めたときに交付される領収証書を添付してください。

昨年9月30日時点で、国民年金保険料の納付実績のあった方控除証明書は、昨年11月に社会保険庁から送付されています。昨年10月1日以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方2月に、控除証明書が厚生労働省から送付されます。

控除証明書に関するお問合わせ

- ・専用ダイヤル ☎ 0570-070-117 (平日8時30分~17時15分、第2土曜日9時30分~16時)
- ・大宮年金事務所 ☎ 652-3399

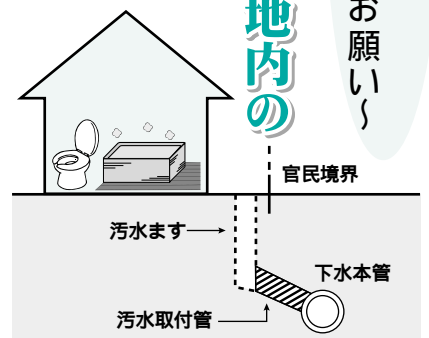
埼玉県伊奈新都市
建設事務所からのお願い

北部区画整理事業地内の

汚水取付管の

設置申込受付は

2月末までです



これまで、北部区画整理事業地内における各敷地から道路内に整備した下水道（汚水管）へ接続するための汚水取付管（原則1画地1箇所）については、申し出に応じて、土地区画整理事業で設置してきました。

これに伴い、汚水取付管の設置申込受付は、平成22年2月末をもって終了することとなりました。

なお、平成22年3月以降に汚水取付管を設置する場合は自己負担となりますので、設置を希望される方は、早めにお申し込みください。

しかしながら、埼玉県施行である北部区画整理事業に係る工事も、今年度で終了することになります。

申・圃 埼玉県伊奈新都市建設事務所 722 1175

公平委員会委員に永島宣征氏



公平委員の永島宣征氏は任期満了となりましたが、12月22日付けで再任されました。永島氏は、平成13年12月から公平委員会委員を務められています。

男女共同参画シリーズ あなたらしく、わたしらしく ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、家庭責任を果たしたり、健康維持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。

要するに、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするというだけではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めるとともに、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。

企業にとってもメリットがあると言われています。個人の意欲向上、仕事の効率化によるコスト削減などです。

子どもができた場合に、男性が自分も子育てをやりたい、また親世代が高齢となり、介護を行いたいと考えても、現実にはまだまだ難しい状況ですが、少しずつ社会に広まっています。

男女共同参画は、男女の固定的役割分担を見直すとともに、働き方を変えようとしています。これにより、「ワーク・ライフ・バランス」が推進され、仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護への対応が容易になり、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

家を新築・増築された方へ 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは

一部を取り壊したときは、滅失登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

町職員を装う者がいる可能性もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課までお問い合わせください。

圃 税務課固定資産税係 2154

統計調査にご協力をお願いします

2010年
世界農林業センサス

2010年世界農林業センサスマスコットキャラクター「つっちー」



【基準日】 平成22年2月1日

【調査の対象】 農業や林業を営んでいる農家・林家や法人など

【調査期間・方法】

調査員が1月中旬から2月上旬にかけて訪問し、調査対象となる条件を満たしているか伺います。調査の対象となった場合は、調査票を配布しますので、調査票にご記入をお願いします。

ご注意ください！

統計調査員は、身分を証明する「調査員証」を携帯しています。ご不審な点がありましたら、企画課秘書広報係 2213までお問い合わせください。